

JSTOA (自) 24 第 20 号

2024 年 9 月 17 日

各 位

一般社団法人 日本 STO 協会
会長 北尾吉孝

パブリックコメントの募集について

本日付で、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」等の一部改正（案）について

募集期間： 2024 年 9 月 17 日(火)から 2024 年 10 月 16 日 (水)17 時 00 分まで

所 管： 自主規制委員会

内 容： 令和 6 年改正金融商品取引法において、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム(PTS) 運營業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行えることとする制度（以下「登録 PTS 制度」という。）が創設された。

これを受け本協会では、「非上場有価証券等の PTS 取引に関する検討会」（日本証券業協会と共管。以下「検討会」という。）において、「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」について、登録 PTS 制度に対応した見直しに係る検討を行ってきたところで

ある。

今般、検討会における議論を踏まえ、登録PTS制度に対応した電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利のPTSにおける取引等に関する自主規制規則の整備として、「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

○ パブリックコメントの募集方法

郵便又は本協会 Web サイト経由により募集

郵便の場合：〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目1番8号

一般社団法人日本STO協会 自主規制企画・業務部 あて

本協会 Web サイト経由の場合：

<https://forms.office.com/r/tka9ybfdCx>

○ 本件に関するお問い合わせ先：

自主規制企画・業務部 TEL：03-6272-8327 E-mail：info@jstoa.or.jp

以 上